

福祉用具で自立した日常生活の推進や介助者の負担を減らすサービス

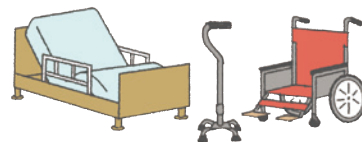
ふく し よう ぐ たい よ

福祉用具貸与

要支援

要介護

日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与が受けられます。利用者はレンタル費用の利用者負担の割合分（▶P9）を負担します。



介護保険のしくみ

サービスの利用のしかた

サービスの利用者負担

利用できるサービス

介護保険料

対象となる福祉用具	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
◆印の一部は利用者の選択により購入も可能			
手すり（工事をとみなさないもの）			
スロープ（工事をとみなさないもの）◆	●	●	●
歩行器◆			
歩行補助つえ◆			
車いす（車いす付属品を含む）			
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）			
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト（つり具の部分を除く）			
自動排泄処理装置	▲	▲	●

● 利用できます

▲ 尿のみを吸引するものは利用できます

× 原則として利用できません

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。
- ※上限を超えた場合は、保険給付対象外（全額自己負担）となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられています。
- ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
- ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉づえを除く）と多点つえは、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、よく検討して決めましょう。購入を選択した場合は、特定福祉用具販売での利用になります。

とく てい ふく し よう ぐ こう にゅう

特定福祉用具購入

要支援

要介護

申請が必要です

対象の福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。



対象となる福祉用具

- 腰掛便座 ● 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器 ● 入浴補助用具
- 簡易浴槽 ● 移動用リフトのつり具の部分

下記の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、よく検討して決めましょう。

- ◆ 固定用スロープ ◆ 歩行器（歩行車を除く）
- ◆ 単点つえ（松葉づえを除く）と多点つえ

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円だった場合、1～3万円が自己負担です。（毎年4月1日から1年間）

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

※受領委任払いの事前申請を行えば、利用者が指定事業者へ1割～3割を支払い、そのあとに9割～7割が介護保険から事業者へ支払われます。

※原則として同一種目の再購入は、購入費の支給を受けることはできません。ただし、正規の使い方での福祉用具が破損した場合や、介護の必要の程度が著しく高くなった場合等、特別の事情がある場合については、支給の対象になる場合があります。（事前に区役所地域福祉課までご相談ください。）

福祉用具の利用の流れ

福祉用具専門相談員が訪問します
福祉用具専門相談員が訪問しますので、利用者の心身の状況などを伝えましょう。情報をもとに「福祉用具サービス計画書」が作成されます。

計画書の内容を確認します
作成された「福祉用具サービス計画書」を確認しましょう。福祉用具専門相談員から福祉用具の説明を受け、内容に問題がなければ同意します。

利用開始
福祉用具を利用します。

- 福祉用具専門相談員とは、福祉用具貸与・販売事業所にいる福祉用具の専門家です。利用開始後も定期的に利用者宅を訪問し、福祉用具の点検や使用状況の確認を行います。

福祉用具はインターネットで検索できます。

公益財団法人テクノエイド協会 <https://www.techno-aids.or.jp/>



＊住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

じゅう たく かい しゅう

住宅改修

要支援

要介護

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

介護保険の対象となる住宅改修

●手すりの取り付け

●引き戸などへの扉の取り替え・扉の撤去

●洋式便器などへの便器の取り替え

●段差や傾斜の解消



●上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

支給限度額／20万円 (原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

※限度額20万円の枠を利用し終わったあとの住宅改修は、原則として全額自己負担となります。

改修前に事前の申請がない場合には、住宅改修費は支給されません。

●滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更

住宅改修の利用の流れ

ケアマネジャーなどに相談
(介護保険の対象になるかなども確認しましょう)

施工事業者の選択・見積もり依頼
(複数の事業者を比較検討することをお勧めします)

各区役所地域福祉課へ**事前に申請**

各区役所地域福祉課の確認・承認
堺市から着工の許可が下りてから着工します。

工事の実施・完了／支払い
改修費用を事業所にいったん全額支払います(※)。

各区役所地域福祉課へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

※受領委任払いの事前申請を行えば、利用者が施工業者に1～3割を支払い、そのあとに介護保険から施工業者へ9～7割が支払われます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積もりをとりましょう。

事前の申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
 - 工事費見積書(利用者宛のもの)
・介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの
 - 住宅改修が必要な理由書
・ケアマネジャーなどに作成を依頼します
 - 改修前の写真(日付入り)
 - 図面
- 等

工事後に提出する書類

- 完了届
 - 改修前後の写真(日付入り)
 - 住宅改修に要した費用の領収書(利用者宛のもの)
 - 工事費内訳書
- 等